

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 1 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 12 月 18 日付鳥取県告示第 1056 号）の内容  
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

松原みつよ	日野郡日野町津地字大谷ノ上エ 984
生田 衛	日野郡日野町下黒坂字蕎麦谷 1310 の 40
音田伴次郎	日野郡日野町高尾字屋敷廻り 79
鷺見忠太郎	日野郡日野町高尾字上高尾道内 222
井澤 覺	日野郡日野町高尾字小吹家ノ向 658 の 1
鷺見 一郎	日野郡日野町高尾字野路山 709
谷口 重正	日野郡日野町下榎字宮塔ヲンジ 958（次の図に示す部分に限る。）
景山 昇	日野郡日野町三谷字ノボシ原 312
長谷川廣司	日野郡日野町三土字日南ノ五 672
〃	日野郡日野町三土字日南ノ五 674
川上 玄夫	日野郡日野町本郷字野路谷 2058 の 11
川上 幸一	〃
川上武一郎	〃
川上 玄夫	日野郡日野町本郷字野路谷 2058 の 13
川上 幸一	〃
川上武一郎	〃
川上晋次郎	日野郡日野町本郷字野路谷 2058 の 19
〃	日野郡日野町本郷字野路谷 2058 の 21
〃	日野郡日野町本郷字野路谷 2058 の 28
〃	日野郡日野町本郷字野路谷 2058 の 31
松本 貞治	日野郡日野町本郷字野路谷 2060
川上 栄治	〃

川上 三郎	〃
川上 晋次郎	日野郡日野町本郷字野路谷ヒナ平 2065 の 2
田中 敬壽	日野郡日野町本郷字赤神上ミ平 2100
井上 幸仁	日野郡日野町本郷字赤神 2113 の 5
〃	日野郡日野町本郷字赤神 2113 の 8
田中 敬壽	日野郡日野町本郷字赤神 2113 の 13
井上 幸仁	日野郡日野町本郷字赤神 2113 の 18
井上 秀仁	日野郡日野町本郷字赤神 2113 の 23
田中民五郎	〃
井上 幸仁	日野郡日野町本郷字赤神 2113 の 27
田中民五郎	日野郡日野町本郷字赤神 2113 の 29
〃	日野郡日野町本郷字赤神 2113 の 30
井上 秀仁	日野郡日野町本郷字赤神 2113 の 32
田中民五郎	〃
田中 敬壽	日野郡日野町本郷字赤神 2113 の 34
〃	日野郡日野町本郷字赤神 2113 の 38
井上 秀仁	日野郡日野町本郷字赤神 2113 の 39
田中民五郎	〃
舟越 熊藏	日野郡日野町本郷字屋敷谷上ミ平 2174 の 1
舟越兼次郎	日野郡日野町本郷字屋敷谷上ミ平 2175
舟越虎次郎	日野郡日野町本郷字塚ノ原 2178 の 1
山田加根代	日野郡日野町本郷字カシキ谷 2188 の 4
〃	日野郡日野町本郷字カシキ谷 2188 の 6
〃	日野郡日野町本郷字カシキ谷 2188 の 27
百田定太郎	日野郡日野町本郷字梨ノ木谷奥 924
〃	日野郡日野町本郷字梨ノ木谷奥 925
〃	日野郡日野町本郷字梨ノ木谷奥 928

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

三谷字ノボシ原 312 (次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期

齡以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

櫃田藤四郎	日野郡日野町金持字地藏谷 1395 の 1
〃	日野郡日野町金持字地藏谷 1395 の 2
柴田源太郎	日野郡日野町濁谷字鉄穴洞 1231
生田伊三次郎	日野郡日野町三土字日南ノ五 677 の 4
長谷川竹一	日野郡日野町三土字日南ノ五 679
柴田 益壽	日野郡日野町秋縄字下アキ 168 の 2
細川文三郎	日野郡日野町秋縄字下アキ 171
宇田 常重	日野郡日野町下榎字葉岩ノ上 834 の 2
宇田 長八	〃
宇田由太郎	〃
加藤久太郎	〃
加藤金次郎	〃
加藤利太郎	〃
生田 佐吉	〃
西原 権重	〃
西原 馬吉	〃
西原秋太郎	〃
西村 次郎	〃
長谷部清見	〃
藤原 長市	〃
濱崎 幹	日野郡日野町黒坂字一本木 689
長谷川省一郎	日野郡日野町福長字才木谷山 251 の 2
長谷川美代子	〃
大澤石五郎	日野郡日野町久住字大沢鑪床 949 の 1
〃	日野郡日野町久住字大沢家ノ向 992 の 1
遠藤清太郎	日野郡日野町久住字川西 1055 の 1
大澤 林藏	〃
中谷 武市	〃

遠藤清太郎	日野郡日野町久住字川西 1055 の 3
大澤 林藏	〃
中谷 武市	〃
大澤美穂子	日野郡日野町久住字川西 1057 の 49
足羽新太郎	日野郡日野町小原字大鉄穴 490 の 1
〃	日野郡日野町小原字大鉄穴 494
〃	日野郡日野町小原字大鉄穴 500
佐倉 セツ	日野郡日野町小原字大鉄穴 502
足羽 益美	日野郡日野町小原字大鉄穴 506
足羽 岩男	日野郡日野町小原字大矢戸原 566
長尾 正道	日野郡日野町小原字大矢戸原 568
足羽周太郎	日野郡日野町小原字大矢戸原 572
〃	日野郡日野町小原字大矢戸原 584 の 1
鷲見忠太郎	日野郡日野町高尾字道上 207

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期  
 齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保  
 全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 日野町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課